

6次産業化経営力強化事業実施要領（令和6年度2月補正）

第1 趣旨

物価高騰による収益性の悪化などの影響を受けた農業経営体の負担を軽減し、地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、付加価値が高く、高品質な6次産業化商品の加工等に必要な機械の導入や施設の整備を支援する。

第2 事業の種類

この事業は、第1の趣旨に即した6次産業化の取組を支援するため、次の1から3のメニューで構成する。

1 経営多角化支援

経営の多角化を図るため、6次産業化の取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成する。

2 異業種連携支援

県産農産物等の付加価値の向上を図るため、農業者等と食品製造事業者等が連携した取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成する。

3 女性活躍支援

女性農業者が行う6次産業化の取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成する。

第3 事業内容

本事業は、意欲ある農業者等が培ってきた技術やノウハウを生かし、新商品や付加価値の高い6次化商品の加工・販売に必要な機械・施設整備を支援するものであり、県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費を次により助成する。

1 事業実施主体

本事業の実施主体は、次に掲げる者とする。

(1) 農業者

経営耕地面積が10a以上の農業を営む者又は経営耕地面積が10a未満であっても1年間における農産物販売金額が15万円以上の者で、一戸一法人を含む。

(2) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は認定申請しており認定されることが確実な法人又は個人であること。

(3) 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村の認定を受けている、又は認定申請しており認定されることが確実で、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業次世代人材投資資金(経営開始型)及び、経営開始資金の交付を受けていること。

イ 就農準備資金の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。

ウ 次の（ア）から（オ）のすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合は（ア）は不要）

（ア）農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。

（イ）主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有又は借りている、あるいは本事業により取得予定であること。

（ウ）生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。

（エ）農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

（オ）事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

（4）農業者等が組織する団体

次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 複数の農業者等で構成され、農業者等が過半を占める法人又は任意組織。

イ 代表者、法人にあっては定款、任意組織にあっては規約及び機械・施設の管理運営規程が定められていること。

ウ 総会等を開催していること。

（5）農商工等連携事業計画認定事業者（見込みを含む）

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けている又は認定申請しており認定されることが確実な中小企業者及び農林漁業者であること。

2 補助対象

補助対象とする機械・施設は、次のとおりとする。

（1）農産物等の加工・販売等に要するものとする。

（2）既存施設又は資材の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、増改築、移築、併設又は合体の事業、中古機械、古品古材の利用を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、補助対象とできる既存施設・中古機械は、安全性及び利用管理する上で不都合がなく、原則として耐用年数の残存年数が導入予定施設・機械の耐用年数以上であるものとする。

3 事業費及び執行

（1）本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

（2）事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

4 補助率

事業費のうち、消費税（消費税及び地方消費税をいう。）を除いた金額の3分の

1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 補助金の上限額

原則、10,000千円とする。

6 市町村による助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の負担の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは、6分の1以内とする。

第4 成果目標

成果目標は、目標年度における販売額が、県補助金額の1.2倍以上増加することとする。

ただし、女性活躍支援による取組については、事業実施前の販売額以上であることとする。

第5 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施の翌年度から起算して3年後とする。

第6 事業の実施手続

1 事業実施計画書の承認申請

本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画（様式1-2）を作成し、様式1-1により関係市町村長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、地域振興局長が認める場合は、地域振興局長に提出できるものとする。

2 事業実施計画書の承認

(1) 関係市町村長は、事業計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画とこれを取りまとめた実施計画総括表（様式2-2）を作成し、様式2-1により地域振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 地域振興局長は、1又は2の(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は承認するものとする。なお、地域振興局長は、計画承認に当たっては、**事前に**農林水産部長と協議するものとする。

3 交付決定前の事業着工

機械・施設整備に係る事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない場合は、所定の手続きを行い、交付決定前に着工することができる。

4 事業実施計画の変更

事業実施計画の次に掲げる重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業に要する経費の30%を超える増減

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として令和6年度とする。

ただし、やむを得ない事由により令和6年度内に完了することができない場合は、令和7年度までとする。

第8 補助金の取扱い

- 1 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部農業経済課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。
- 2 事業実施後に、事業採択要件等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第9 報告

1 実績報告

- (1) 事業実施主体は、事業完了後、財産管理台帳を添付のうえ速やかに実績報告書に係る市町村長等に提出するものとする。
- (2) 関係市町村長は、事業実施主体から提出のあった実績報告書を取りまとめの上、交付要綱に基づく補助事業等実績報告書を地域振興局長に提出するものとする。
- (3) 地域振興局長は、(1) 又は、(2) により提出のあった補助事業等実績報告書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて4年間、当該年度における事業実施状況(様式3-2)を作成し、当該年度の翌年度の5月末日までに様式3-1より関係市町村長等に報告するものとする。
- (2) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施計画を取りまとめの上、様式3-3により、地域振興局長に報告するものとする。
- (3) (1) 又は、(2) により報告を受けた地域振興局長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、これを当該年度の翌年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。

第10 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画(変更)承認申請書(様式1-1)【市町村長あて】
- 2 事業実施計画(変更・実績)(様式1-2)
- 3 組織の概要(様式1-3)
- 4 事業実施計画(変更)承認申請書(様式2-1)【地域振興局長あて】
- 5 実施計画(変更・実績)総括表(様式2-2)
- 6 事業実施計画(変更)承認通知書(様式2-3)
- 7 事業実施状況報告書(事業実施主体)(様式3-1)
- 8 事業実施状況(様式3-2)
- 9 事業実施状況報告書(様式3-3)
- 10 事業実施状況(総括表)(様式4)
- 11 事業採択ポイント表(様式5)

第 11 機械・施設等の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって導入した機械・施設を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届により、その旨を地域振興局長に報告しなければならない。

第 12 事業の推進指導体制

地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画の策定指導を行うとともに、事業の実施に当たっては、実施状況を把握し、事業の円滑な推進指導を行うものとする。

また、事業実施後は、目標達成に向けた取組について指導するものとする。

第 13 保険等への加入

事業で導入した施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に事業を継続できるよう、民間の建物共済や動産総合保険等に加入するものとする。

第 14 事業の採択

事業の採択に当たっては、様式 5 により算定されるポイントの高いものから優先して採択するものとする。

第 15 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 2 月 17 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。